

災害対策及び対応について

和歌山県介護サービス指導課

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

○避難確保計画の作成、避難訓練の実施

水防法又は土砂災害防止法等に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

○避難確保計画のチェックリストの作成

避難確保計画を新たに作成・変更する場合、避難訓練の結果報告の際に、チェックリストの提出が求められる。

○避難訓練結果の報告

避難訓練を実施した場合に、施設管理者から市町村長に対し、訓練結果を報告することが義務付けられている。（原則年一回以上実施）

※詳細は各市町村にお問い合わせください

業務継続計画（BCP）

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者（入所者）に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
⇒業務継続計画を未策定の場合は「業務継続計画未策定減算」となります。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(1) 業務継続計画 (BCP) の策定

○感染症及び災害に関する業務継続計画を策定する必要がある。

※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可

※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することも可

○以下の項目等を記載すること。

<感染症>

- イ 平時からの備え
- ロ 初動対応
- ハ 感染拡大防止体制の確立

<災害>

- イ 平常時の対応
- ロ 緊急時の対応
- ハ 他施設及び地域との連携

(2) 研修の実施

- 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
- 職員教育を組織的に浸透させてくために、定期的※な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。
※居宅サービス：年1回以上、施設サービス：年2回以上
- 研修の実施内容について記録をすること。
- 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(3) 訓練の実施

- 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的※に実施する。
※居宅サービス：年1回以上、施設サービス：年2回以上
- 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わない。実施内容について記録すること。

災害時情報共有システム

○災害時情報共有システムとは

介護施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、災害発生時における被災状況等を把握することを目的として国が構築したシステム

○ログイン方法

システムURL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/30/>

ID・パスワード：（介護保険サービス）

介護サービス情報公表システムと同一
（介護保険以外の施設等）

県が発行したID・パスワードを使用

○入力項目

- ①人的被害の状況
- ②建物被害の状況
- ③避難の必要性
- ④電気の状況
- ⑤水道の状況
- ⑥ガスの状況
- ⑦冷暖房の状況

○緊急時の担当者の連絡先

システム内にある「緊急時の担当者の連絡先」については、緊急時でも連絡を受けることができる連絡先となっているかご確認ください。

未入力の場合は、ご記入ください。また、必要に応じて情報更新をお願いします。